

個人情報郵送開示請求・開示文書郵送申出書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

氏名 _____

私は、郵送による開示請求を希望しますので、当該請求書について郵送により提出します。あわせて、次の本人確認書類を提出します。

また、郵送による開示文書の送付を希望する場合は、裏面の開示文書の写しの郵送に係る確認事項については、十分に確認し、了解しました。

1 開示請求者本人確認書類（次のア・イのいずれの書類も必要です）

ア ☐ 住民票の写し（コピー不可。開示請求前 30 日以内に発行されたもの。個人番号の記載がないもの。）

イ ☐ 運転免許証のコピー ☐ 旅券のコピー ☐ 身体障がい者手帳のコピー

☐ 障がい福祉サービス等受給者証のコピー

☐ その他（ ）

※ 提出する書類にチェックを入れてください。

また、その他の書類の場合は、かっこ内に具体的な書類の名称を記入してください。

※代理人が請求される場合は、下記の 2 又は 3 についてもチェックしてください。

2 法定代理人の資格を証明する書類

☐ 戸籍謄本・抄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 家庭裁判所の証明書

☐ その他法定代理関係を確認し得る書類（ ）

※法定代理人が法人の場合は、以下の書類も必要

☐ 法人の登記事項証明書

3 本人の委任による代理人であることを証明する書類

☐ 開示請求に係る特定個人情報の本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

※本人の委任による代理人が法人の場合は、以下の書類も必要

☐ 法人の登記事項証明書

4 文書の開示方法

☐ 郵送（☐ 用紙 ☐ CD-R 又は DVD-R） ☐ 事務所で開示（受け取り）

※ 希望する開示（受け取り）方法についてチェックを入れてください。

写しの交付については、複写費用が必要です。例：用紙の場合 片面 1 枚 10 円（A3 まで単色刷り）

※文書の開示方法で郵送を選択された場合は、必ず裏面をご確認いただき、5 及び 6 についてもチェックしてください。

○文書の開示方法で、郵送による開示（受け取り）を選択された方へ

開示文書を郵送する際の郵送料については、請求者のご負担となります。

なお、開示文書の郵送方法については、なりすましによる請求の防止や請求者に確実に開示文書をお届けできるように、本人限定受取郵便（特例型）をお勧めしています。

※本人限定受取郵便（特例型）

配達時に、郵便物に記載された名あて人に限り、郵便物が渡されます。

- ・受取人への連絡方法：郵便局から通知書が送付されます。
- ・郵便物を渡す場所：郵便窓口または名あて本人に配達
- ・本人確認書類（受取時に提示する書類）：公的証明書 1 点（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
- ・料金：基本料金＋一般書留加算料金＋本人限定受取加算料金

※基本料金及び加算料金は、日本郵便株式会社のホームページ等でご確認ください。

※料金は郵送する文書の量により異なります。

※郵送による開示（受け取り）を選択された方は、下記5及び6にチェックしてください。

5 開示文書の写しの郵送方法

☐本人限定受取郵便（特例型） ☐普通郵便 ☐その他（)

※ 希望する郵送方法についてチェックを入れてください。
その他の場合は、かつこ内に郵送方法（書留郵便など）を記入してください。
なお、郵送料は請求者のご負担となります。

6 開示文書の写しの郵送に係る確認事項

□家族等の同居者に個人情報知られてしまうおそれがあること
□担当課において複写費用及び郵送費用の入金確認後、開示文書を郵送すること
□郵便事情等により、開示文書の到達の遅れ・誤配等のリスクがあること

※ 各項目について、十分に確認し、チェックを入れてください。